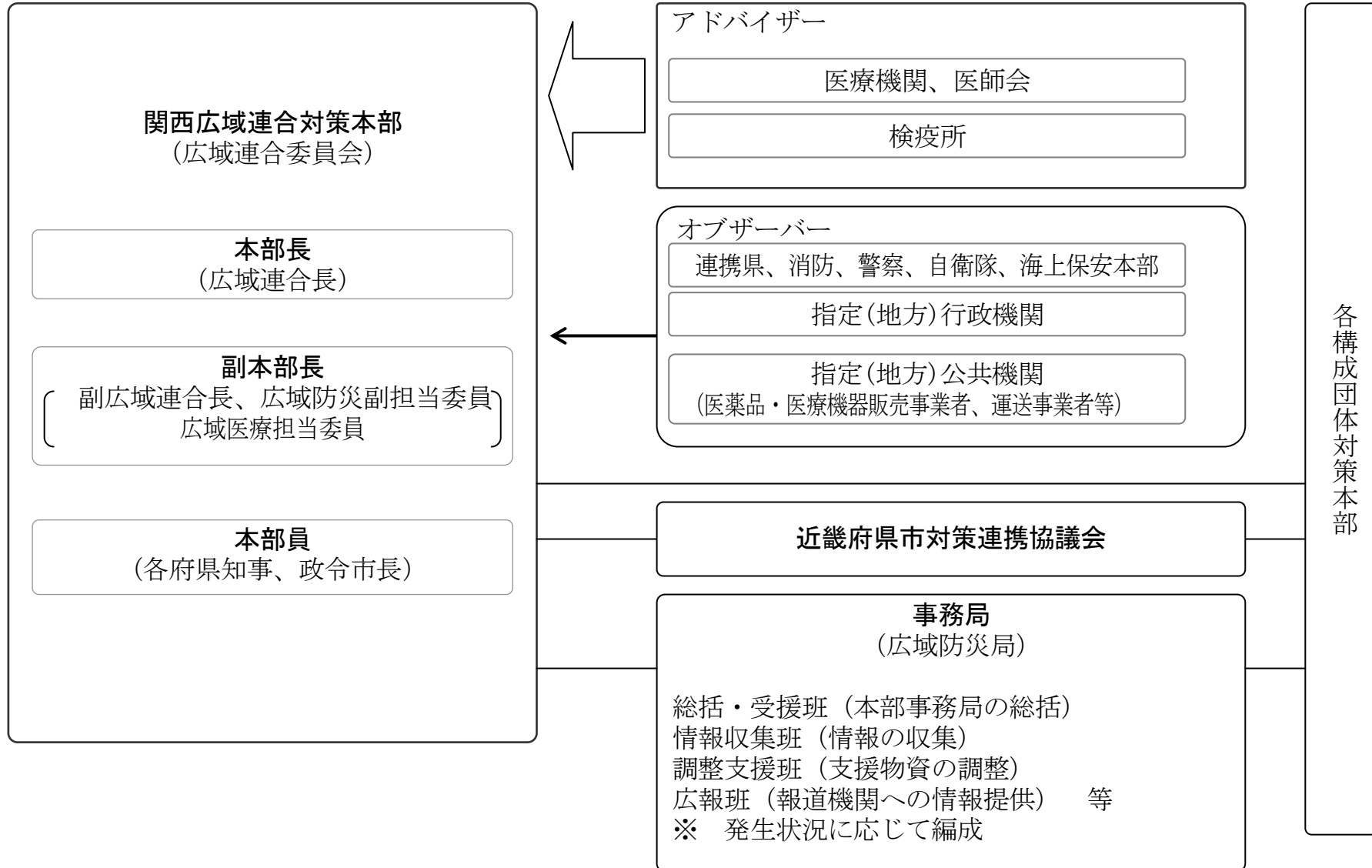


関西広域連合の鳥インフルエンザ（H7N9）への対応体制

区分	新型インフルエンザ対策本部	新型インフルエンザ警戒本部	新型インフルエンザ対策準備室
本部長等	本部長：連合長 副本部長：副連合長、広域防災担当委員、 同副担当委員、広域医療担当委員	本部長：広域防災局長 副本部長：広域医療局長、広域防災局次長、 防災計画参事	室長：広域防災局長 次長：広域医療局長、広域防災局次長、防 災計画参事
構成員	構成団体の長	広域防災局広域企画課長、同防災課長 広域医療局医療政策課長	広域防災局広域企画課長、同防災課長 広域医療局医療政策課長
設置基準	次のいずれかに該当し、広域連合の組織を 挙げた広域応援が必要と判断される場合 ○ WHOがフェーズ4宣言を行ったとき ○ 政府対策本部が設置されたとき ○ 都道府県対策本部が設置されたとき ○ 関西圏内の府県を区域とする緊急事態 宣言が発せられたとき	○ 関西圏内で鳥から人感染患者が発生し たとき ○ WHOがフェーズ4宣言を行っていないが、海外で人から人への連続感染が認められるとき	○ 国内で鳥から人感染患者が発生したと き ○ 海外で人から人への感染が認められる とき（濃厚接触者間の限定的感染）
主な業務	○ 新型インフルエンザ対策に係る情報共有 ○ 施設使用制限等の広域調整 ○ 指定地方公共機関に対する緊急物資の 運送等の要請・指示に係る広域調整 ○ 風評被害対策実施に係る広域調整 ○ 報道機関への情報提供基準の調整	○ 新型インフルエンザ対策に係る情報共有 ○ 風評被害対策実施に係る広域調整 ○ 報道機関への情報提供基準の調整	○ 新型インフルエンザ対策に係る情報共有 ○ 報道機関への情報提供基準の調整

関西広域連合新型インフルエンザ対策本部組織



鳥インフルエンザ(H7N9)の発生段階に応じた関西広域連合の役割

発生段階	国	構成府県	関西広域連合	
未発生期	【中国】 人から人への感染 (濃厚接触者間の限定的感染)	【閣僚会議、関係省庁対策会議】 ○政府行動計画の作成(第6条) ○サーベイランス・情報収集 ○ワクチンの研究開発、確保、供給体制の整備 ○予防接種体制の構築 ○医療体制確保マニュアル等の提供 ○検査体制の整備(迅速診断キットの開発等) ○抗インフルエンザ薬の備蓄(国民の45%目標) ○医療資機材の整備 ○指定公共機関の指定及び登録事業者の登録 ○緊急物資の流通・運送等の事業継続体制整備の要請	【連絡会議の開催】 ○都道府県行動計画の作成(第7条) ○サーベイランス・情報収集 ○地域医療体制の整備 ・2次医療圏域毎の対策会議の設置 ・全ての医療機関での診療継続計画の策定 ・感染症指定医療機関、協力医療機関、公的医療機関等での入院患者受入れ体制整備 ○検査体制の整備(PCR検査等実施体制整備) ○抗インフルエンザ薬の備蓄(国民の45%目標) ○医療資機材の整備(個人防護具、人工呼吸器等) ○指定地方公共機関の指定 ○登録事業者の登録の協力(第28条) ○火葬能力等の把握	【対策準備室の設置】 ●新型インフルエンザ(鳥インフルエンザ含む)対策に係る情報共有 ●報道機関への情報提供基準の調整
	【国内】<関西圏外> 鳥インフルエンザ(H7N9) 患者の発生	○患者の全数把握	●相談センターの開設 ●新型インフルエンザ予防に関する県民啓発	同上
	【国内】<関西圏内> 鳥インフルエンザ(H7N9) 患者の発生	【閣僚会議、関係省庁対策会議】 ○患者の全数把握 ※鳥インフルエンザ(H7N9)が感染症法の	【警戒本部の設置】 ○患者・濃厚接触者の健康診断受診の勧告・実施(感染症法17条) ○入院の勧告・措置(感染症法19条) ○就業制限(感染症法18条) ○患者の全数把握 ●患者にかかる情報提供 ●知事・市長メッセージ(人から人への感染が明らかになっていないので、いたずらに不安にならない旨) ●風評被害対策(鶏卵や鶏肉を食べても感染しない) ●相談センターの開設 ●新型インフルエンザ予防に関する県民啓発 ○抗インフルエンザ薬の備蓄量の把握	【警戒本部の設置】 ●新型インフルエンザ(鳥インフルエンザ含む)対策に係る情報共有 ●風評被害対策実施に係る広域調整 ●報道機関への情報提供基準の調整
	【中国】 人から人への連続的感染 (WHOがフェーズ4宣言を行っていない場合)	○初動対処方針の決定 ○水際対策の開始 ・発生源からの入国者への質問票配布・診察等	●相談センターの開設 ●新型インフルエンザ予防に関する県民啓発 ○抗インフルエンザ薬の備蓄量の把握	同上
海外発生期	【中国】 人から人への連続的感染 (WHOフェーズ4宣言)	【政府対策本部の設置】(第15条) ○新型インフルエンザ発生及び発生地域の公表(感染症法44条の2) ○基本的対処方針の策定(第18条) ○患者の全数把握、学校での集団発生の把握開始 ○コールセンターの設置 ○水際対策の実施(検疫の強化) ・発生源からの入国者への質問票配布・診察等 ・有症者の隔離や感染したおそれのある者の停留・健康監視等 ・特定検疫港等の指定、停留施設の使用(29条) ・特定船舶等の運行制限の要請(30条) ○全国事業者の職場における感染予防対策実施準備の要請 ○特定接種の期間指定、厚労大臣の実施指示と実施(登録事業者の接種対象者、国家公務員)(28条)	【対策本部の設置】(第22条) ○手洗い、咳エチケット等の協力要請(24条9項) ○患者の全数把握、学校での集団発生の把握開始 ○コールセンターの設置 ○帰国者・接触者相談センターの設置(有症帰国者への受診周知) ○帰国者・接触者外来の整備 ○患者・疑似症患者の保健所への連絡要請 ●発生地域からの帰国者等への外出自粛要請の強化 ●感染疑いのある者への入院勧奨等の強化 ○PCR検査体制の確立 ○特定接種の実施(地方公務員)及び国実施への協力(第28条)	【対策本部の設置】 ●新型インフルエンザ(鳥インフルエンザ含む)対策に係る情報共有 ●風評被害対策実施に係る広域調整 ●報道機関への情報提供基準の調整
	緊急事態宣言がなされていないとき	○基本的対処方針の変更(18条) ○政府現地対策本部の設置(16条8項) ○患者の全数把握、学校での集団発生の把握 ○コールセンターの充実・強化 ○全国事業者に対する感染防止対策開始の要請 ○消費者として適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売り惜しみが生じないように要請	○手洗い、咳エチケット等の協力要請(24条9項) ○患者の全数把握、学校での集団発生の把握 ○コールセンターの充実・強化 ○入院の勧告・措置(感染症法19条) ○感染疑いのある者への健康状態の報告要請、外出自粛要請(感染症法44条の3) ○帰国者・接触者外来における診療の継続 ○診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 ○PCR検査等の確定検査 ○住民に対する予防接種[市町村] ○要援護者への生活支援[市町村] ●学校等への協力要請	●新型インフルエンザ対策に係る情報共有 ●風評被害対策実施に係る広域調整 ●報道機関への情報提供基準の調整
国内発生早期 (地域未発生早期)	緊急事態宣言時(32条) ①国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれ ②国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすお	○新型インフルエンザ等緊急事態宣言(32条) ○住民の予防接種の対象者・期間の決定(46条) ○サービス低下に係る国民への呼びかけ ○緊急物資の運送の要請、指示(54条) ○生活関連物資等の価格の安定(59条)	○不要不急の外出自粛等の要請(45条1項) ○学校、保育所等の使用制限等の要請(45条2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ○学校、保育所等以外の施設への協力要請(24条9項)、使用制限等の要請(45条2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ○住民に対する予防接種(46条)[市町村] ○緊急物資の運送の要請、指示(54条) ○生活関連物資等の価格の安定(59条)	●施設使用制限等の広域調整 ●指定地方公共機関に対する緊急物資の運送等の要請・指示に係る広域調整
	緊急事態宣言がなされていないとき	○基本的対処方針の変更(18条) ○全国事業者に対する感染防止対策開始の要請 ○消費者として適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売り惜しみが生じないように要請	○患者の全数把握 ○コールセンターの継続 ○手洗い、咳エチケット等の協力要請(24条9項) ○帰国者・接触者外来における診療の継続(必要により中止) ○一般の医療機関でも診療する体制への移行準備 ○住民に対する予防接種の継続[市町村] ○医療関係者に対する医療等の実施要請、指示(31条)及び補償(62・63条) ○備蓄している抗インフルエンザ薬の使用	※国内発生早期と同じ
国内感染期 (地域発生早期)	緊急事態宣言時(32条)	○緊急物資の運送等の要請、指示(54条) ○生活関連物資等の価格の安定(59条) ○サービス低下に係る国民への呼びかけ ○政府関係金融機関等による特別の金融融資(60条) ○権利利益の保全(特定非常災害特別措置法の準用)(57条)	○不要不急の外出自粛等の要請(45条1項) ○施設の使用制限等の要請等(45条2・3項) ○緊急物資の運送等の要請(54条) ○物資の売渡しの要請、収用、保管命令(55条) ○生活関連物資等の価格の安定(59条) ○臨時の医療施設の開設(48条)、開設のための土地等の使用(49条) ○埋葬・火葬の特例と知事による埋火葬(56条) ○市町村事務の代行(38条) ○他府県(市)に対する応援の要求(39条)	※国内発生早期と同じ
	緊急事態宣言がなされていないとき			

発生段階		国	構成府県	関西広域連合
国内感染期 (地域感染期)	緊急事態宣言がなされていないとき	<ul style="list-style-type: none"> ○患者治療優先のため、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の原則見合わせ要請 ○ファックスによる処方箋送付について方針周知 ○消費者として適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売り惜しみが生じないよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者の全数把握は中止 ○濃厚接触者の外出自粛要請、健康観察の中止 ○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、患者の入院措置の中止 ※その他は、地域発生早期と同じ	※地域発生早期と同じ
	緊急事態宣言時(32条)	※地域発生早期と同じ	※地域発生早期と同じ	※地域発生早期と同じ
小康期	緊急事態宣言がなされていないとき	【政府対策本部の廃止】(第21条) <ul style="list-style-type: none"> ○基本的対処方針の変更(第18条) ○消費者として適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売り惜しみが生じないよう要請 ○新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表(感染症法44条の2) 	【対策本部の廃止】(第25条) <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き学校等における集団発生状況の把握 ○情報提供のあり方見直し ○コールセンター等の体制縮小 ○第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 ○第二波に備えた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ○通常の医療体制に戻す 	【対策本部の廃止】
	緊急事態宣言時(32条)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態解除宣言 ○全国事業者に対する業務再開差し支えない旨の周知 ○新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ○緊急事態措置の縮小・中止 		

(注)構成府県は、兵庫県の場合

○法令及び国行動計画案の規定事項 ●法令及び国行動計画案に規定されていない事項で、対応の必要があると考えられるもの
 斜字は、現時点で対応の前提となる環境の整っていないもの